

ミランダ法理における “custodial interrogation”の意義と判断基準(2)

田 中 優 企

【目次】

- I はじめに
- II アメリカ合衆国と我が国における被疑者取調べの規律
 - 1. アメリカ合衆国の場合
 - 2. 我が国の場合
 - 3. アメリカ合衆国と我が国の相違
- III ミランダ法理における“custodial interrogation”の意義
 - 1. Miranda 判決における被疑者の身体拘束及び取調べの状況
 - 2. “custodial interrogation”の意義とその内容
 - 3. “custodial interrogation”の判断基準をめぐる問題
 - 4. Escobedo 判決の“the focus test”とのかかわり 【以上、12 巻 2 号】
- IV “custody”の判断基準
 - 1. “the focus test”の理論構成
 - 2. “the focus test”と“the custody test”のかかわり
 - (1) Kenneth W. Graham による分析 【以上、本号】
 - (2) Yale Kamisar による分析
 - (3) 小括
 - 3. “custody”の判断基準をめぐる合衆国最高裁判例と学説の動向
 - 4. 検討
- V “interrogation”の判断基準
- VI 我が国への示唆
- VII おわりに

IV “custody”の判断基準

1. “the focus test”の理論構成

(1) *Miranda v. Arizona*¹で示されたミランダ法理(Miranda Rule)が適用されるためには、当該状況が“custodial interrogation”に該当しなければならない。それゆえ、まず初めに、“custodial interrogation”の意義と判断基準を明らかにすることが求められる。

この点について、合衆国最高裁は、*Miranda*判決において、「[尋問の対象者が、]法律上の手続に従って身柄を拘束された(custody)後、または、何らかの重大な方法によって行動の自由を奪われた後、法執行官の方から開始した尋問(interrogation)」と定義付けた²。しかし、この定義が概括的なものであったこと³、また、合衆国最高裁が、*Miranda*判決における“custodial interrogation”の定義に関わる注の中で、「当裁判所が、*Escobedo v. Illinois*⁴において、被疑者に焦点が当てられていたことに言及したのは、この意味である。」⁵と判示したことから、*Escobedo*判決で示された“the focus test”と*Miranda*判決で示された“the custody test”は、ミランダ警告の告知を要件付ける二者択一的な根拠となるのではないのか

1 384 U.S. 436 (1966). (以下、*Miranda*判決とする)

2 *Id.*, at 444. また、*Miranda*判決は、「警察署で身柄を拘束された状態(custody)で、または、何らかの重大な方法によって行動の自由を奪われた状態での警察による尋問」という定義付けも示している(*Id.*, at 477)。

3 この点について、*Yale Kamisar*は、*Miranda*判決において概括的な定義しか示されなかった理由として、① *Miranda*判決以前の議論は、被疑者が警察署へ連行された後に保障される権利は何かということに向けられていたこと、②合衆国最高裁は、警察署における取調べに関する多くの経験を有していたが、街頭又は現場での尋問への第5修正及び第6修正の適用に関するケースについて判断することがなかったこと、③ *Miranda*判決の4つの事案は、全て、警察が支配する状況での個人に対する外界と遮断した取調べに関する事案であったことの3点を挙げている(*Yale Kamisar, “Custodial Interrogation” Within The Meaning of Miranda, in Criminal Law and the Constitution ; Sources and Commentaries, at 335 (1968).*).

4 378 U.S. 478 (1964). (以下、*Escobedo*判決とする)

5 384 U.S., at 444, note 4.

という見方が示され⁶、その結果、“custodial interrogation”の判断基準に加えて、この両者のかかわりについても争いが生じることとなった。それゆえ、“custodial interrogation”の判断基準を分析するに当たっては、その前提として、“the focus test”と“the custody test”のかかわり、ひいては、Escobedo 判決と Miranda 判決のかかわりについても検討しておくことが必要である。

そこで、“custody”と“interrogation”の分析に入る前に、Escobedo 判決の“the focus test”の理論構成について、Goldberg 裁判官執筆の法廷意見、Stewart 裁判官の反対意見及び White 裁判官の反対意見を基にしながら検討することとする⁷。

(2) Escobedo 判決の事実の概要は、次の通りである。

Escobedo の義兄が射殺されるという謀殺事件が発生し、Escobedo は、共犯者と共に逮捕され、取調べを受けたが、一切供述しなかった。その後、Escobedo の私選弁護人が入手した人身保護令状に基づいて釈放された。その後、Escobedo は、再び共犯者と共に逮捕され、警察署へ連行される途中、警察官から、「発砲したのは Escobedo であると共犯者が供述しているので、発砲したのは自分であると認めたらどうか」と尋ねられた。これに対し、Escobedo は、「申し訳ないが、弁護士の助言を受けたい。」と返答した。

Escobedo が警察署に到着してまもなく、Escobedo の私選弁護人がやって来て、Escobedo との接見を繰り返し求めたが認められず、接見することはできなかった。一度だけ、Escobedo と私選弁護人は、数秒間、お互

6 Yale Kamisar et al, *Modern Criminal Procedure : Cases, Comments & Questions* 13th ed., at 601 (2013).

7 Escobedo 判決の解説として、小中信幸「アメリカにおける被疑者の弁護人との接見交通権について—エスカビドー判決を中心として—」判例タイムズ 180 号 14 頁(1965 年)、田宮裕「Escobedo v. Illinois.-- 起訴前の被疑者の尋問と弁護人依頼権(第 14 修正)」アメリカ法 1965 年 1 号 146 頁(1965 年)、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』35 頁(成文堂、1995 年)などがある。

いの姿を見かけたが、私選弁護人はすぐに外へ連れて行かれた。私選弁護人は、警察官から、Escobedo と接見できるのは、警察が取調べを終えた後であると伝えられた。

Escobedo は、警察官による取調べの中で、当初は、発砲したのは共犯者であると主張したが、その後、本件犯行に関与していることを認める供述をした。その供述は公判で証拠として許容され、Escobedo は謀殺罪で有罪判決を受けた。

(3) Goldberg 裁判官執筆の法廷意見⁸は、大要、次の通りである。

本件で問われているのは、本件の事実関係の下、取調べ中に Escobedo が弁護人との接見を求めたにもかかわらず、警察がこれを拒否したことが、Gideon v. Wainwright⁹において合衆国憲法第14修正¹⁰により各州に義務付けられた第6修正¹¹に違反して、弁護人の助力を否定したことになるのか否かということ、さらに、これを理由に、取調べ中に警察が被疑者から入手した供述の許容性が州の公判で否定されることになるのか否かということである。

当裁判所は、後述する理由により、Escobedo の供述は、憲法上、許容性されないと結論づける。

Massiah v. United States¹²において、当裁判所は、公判で弁護人の助力を被告人に保障する憲法は、これと同様の保障を、全くの裁判外手続で警察の取調べを受ける被告人にも及ぼすのは明らかであり、もしそうでなければ、弁護人の助力と助言が役立つ唯一の段階で、弁護人の効果的な弁護を被告人に認めないことになりかねないと判示した。

本件の取調べは、Escobedo が正式に起訴される前に行なわれている。

五三
8 Warren 首席裁判官、Black 裁判官、Douglas 裁判官及び Brennan 裁判官参加。
9 372 U.S. 335 (1963). (以下、Gideon 判決とする)

10 合衆国憲法第14修正第1節第3文「…いかなる州も、デュー・プロセス・オブ・ローによらずして、生命、自由もしくは財産を人から剥奪してはならない。」

11 合衆国憲法第6修正「全ての犯罪事実の主張・立証の過程において (in all criminal prosecution)、被告人は…防御のため、弁護人の助力を受ける権利を有する。」

しかし、本件の事実関係において、この事実は、Massiah 判決との違いを生じさせるものではない。Escobedo が弁護人と接見する機会を求めたが拒否された時点で、本件の捜査は、未解決の犯罪に対する一般的な捜査ではなくなっていた。Escobedo は既に被告発者 (the accused) になっており、取調べの目的は Escobedo から自白を入手することにあつたが、Escobedo にはこのような形で自白を入手されない権利がある。Escobedo が逮捕された時点及び取調べ中、警察は、Escobedo に対して、Escobedo が被害者を射殺した犯人であることを示す確たる証拠を持っているという虚偽の情報を伝えた。このような虚偽の告発に直面していたにもかかわらず、Escobedo には絶対的な黙秘権は告知されず、警察は、Escobedo に供述するよう強く迫っていたのである。

Escobedo は、法律に関しては素人であるので、イリノイ州法の下では、謀殺罪の計画を立てた単なる共犯であることを認めることが、被害者を射殺したことを認めることと同様に、法律上、不利益になることを知らなかったのは間違いない。本件のような細心の注意を要する状況においては、Escobedo に諸権利を告知するためには、弁護人の助力が不可欠であった。この状況は、弁護人の助力と助言が Escobedo にとって極めて重大な段階であった。本件の取調べで行なわれたことが公判全体に影響を及ぼしうるのは明らかである。なぜなら、被告人が弁護人の助力に基づいて戦略的に

12 377 U.S. 201 (1964). (以下、Massiah 判決とする) Massiah 判決の事案は、次のとおりである。Massiah は、合衆国の船舶内における麻薬所持の共謀罪と他の連邦の麻薬取締法違反の罪で大陪審起訴された後、私選弁護人を選任し、有罪ではない答弁を行ない、保釈された。共同被告人の Colson も、私選弁護人を選任し、有罪ではない答弁を行い、保釈された。その後、Colson は、これらの事件について話し合うため、Massiah を誘った。この時点で、Colson は、本件捜査を続行している連邦捜査官に協力することを決めていた。Colson の車両に無線送信機が取り付けられ、近くにいた連邦捜査官は録音装置を用意し、Massiah と Colson の会話を傍受した。予想通り、Massiah は不利益な承認を行なった。これらの承認を理由として、Massiah は麻薬取締法違反で有罪とされた。この事実関係の下、合衆国最高裁は、捜査機関による被告人の供述の採取に、第 6 修正の弁護権による規律を及ぼし、第 6 修正の弁護権侵害を理由に、Massiah の供述の許容性を否定した。

権利を放棄する場合と同様に、不可逆的に諸権利を失う可能性があるからである。本件のような状況において、弁護権を付与することについて、取調べの時点で、捜査当局が正式に起訴していたか否かに依拠させるのは、実質よりも形式を強調することになると思われる。Escobedoは、実際のところ、既に謀殺罪で起訴されていたと言える。

Gideon判決において、当裁判所は、起訴された者は誰でも、州であれ連邦であれ、公判で弁護人の助力を受ける権利があると判示した。とはいえ、本件でイリノイ州が求めているようなルールは、公判を、取調べに対する訴えとするだけのものであり、公判前の取調べによって既に有罪が確実となっている場合には、正式な公判における弁護権は、実際のところ、全く中身の無いものになると思われる。

もし起訴前に弁護権が付与されるとすれば、警察の入手する自白が著しく減少することになる、なぜなら、自白の多くは逮捕と起訴の間に入手されており、その報酬に見合った働きをする弁護人は、被疑者に対して、いかなる状況であっても警察には一切供述しないよう明確に助言するからである、という主張がある。もちろん、この主張には両面性がある。自白の多くがこの時期に入手されるという事実は、この時期が弁護人の助力と助言をまさに必要とする段階であるという極めて重要な性質を示している。自白がほとんど入手されることのない時期に弁護権が付与されても、事実上、全く無意味であると思われる。警察が自白を求める段階の重要性と、被告発者(the accused)が弁護人の助力を必要とする段階の重大性との間に直接的な関係性があるのは必然である。合衆国憲法は、他の諸外国の憲法とは異なり、自己負罪拒否特権について弁護人の助言を受ける被告発者(the accused)の権利に有利となるようバランスをとっている。

五

それゆえ、本件のように、捜査が、もはや未解決の犯罪に対する一般的な捜査ではなく、ある特定の被疑者に焦点を合わせ始め、その被疑者が警察に身柄拘束され、警察が負罪供述を入手するために取調べを行ない、被疑者が弁護人との接見を求めたが拒否され、警察が被疑者に絶対的な憲法

上の黙秘権を有効に告知しなかった場合、被疑者は、第6修正に違反して、弁護人の助力を否定されることになり、また、警察が当該取調べで入手した全ての供述は、公判で被告人に不利益な証拠として用いることは許されない。

当裁判所の判示は、目撃者からの情報収集と他の適法な捜査活動により未解決の犯罪を捜査する警察の権限に対して、一切影響を及ぼすものではない。手続が捜査から告発(accuratory)の段階に移行した場合、すなわち、手続の焦点が被告発者(the accused)に当てられ、手続の目的が自白を入手することになった場合に、我が国の当事者論争主義制度(adversary system)は動き始め、本件のような状況の下では、被告発者(the accused)は、弁護人との接見が認められなければならない。

(4) まず、検討しなければならないのは、Escobedo判決が示した“the focus test”とEscobedo判決に至るまでの合衆国最高裁の先例との関係である。というのも、Escobedo判決自身が、その判示の中で、「Crooker v. California¹³は、[当裁判所が示したものと]反対の結論を義務付けるものではない。Crooker判決で当裁判所が拒否したのは、弁護人の助力を得たいという被疑者の求めを拒否することは、全て、当該事案の諸事情とは関係なしに、憲法上の権利の侵害に当たるというCrookerが主張する絶対的なルールのみである。」という判断を示しているからである¹⁴。

前述したように、合衆国最高裁は、Brown v. Mississippi¹⁵以来、自白の許容性については、第14修正のデュー・プロセスに基づく事情の総合説(the totality of circumstances test) / 任意性説(the voluntariness test)に依拠していた。この基準は、許容性の有無が争点となっている自白について、自白に至る「全体の諸事情」を基にして、当該自白の内容の真实性と採取方法が「基本的な公正さ」を欠いていると認められるときは、当該自白は「任

13 357 U.S. 433 (1958). (以下、Crooker判決とする)

14 378 U.S., at 491.

15 297 U.S. 278 (1936). (以下、Brown判決とする)

意性」を欠くものとしてその許容性を否定し、証拠から排除するというものである。

Escobedo 判決と同様、被疑者が取調べによって自白に至る過程において弁護人の助力を受けられなかったことを理由に当該自白の許容性が争われたケースとして、Escobedo 判決がその判示の中で引用する Crooker 判決と Cicienia v. Lagay¹⁶ がある。

Crooker 判決の事実の概要は、次の通りである。ロースクールへ通って刑事法を学んだこともある被疑者が、謀殺罪で逮捕されてから取調べで自白をするまでの 14 時間、何度も弁護人の助力を得る機会を求めたが、全て拒否された。もっとも、被疑者は、黙秘権について十分に理解しており、取調べ官から、回答したくないのであれば質問に一切回答しなくてもよい旨の告知も受けていた。この事実関係の下で、合衆国最高裁は、「弁護人の助力を得たいという被疑者の求めを拒否したことは、公判において弁護人の助力を得る機会を奪われた場合だけでなく、公判前のいずれかの手続において弁護人の助力を得る機会を奪われた場合についても、それによって、公判が正義というコンセプトのまさに本質である基本的公正さを欠くものになってしまうほどの不利益が生じたときには、デュー・プロセス違反になる。基本的公正さを欠くほどの不利益か否かは、当該事案の全ての事情に基づいて判断することが必要である。」と判示し、本件の場合は、基本的公正さを欠くほどの不利益は生じていなかったとして、当該自白の許容性を肯定した。

また、Cicienia 判決は、Crooker 判決と同様、被疑者が取調べの際に何度も弁護人の助力を得る機会を求めたが拒否されたという事案において、Crooker 判決に基づいて、当該自白の許容性を肯定した¹⁷。

16 357 U.S. 504 (1958). (以下、Cicienia 判決とする)

17 また、Cicienia 判決は、「Cicienia には弁護人と接見できる憲法上の権利があるという主張は、Crooker 判決によって解決済みである」と判示している (357 U.S., at 508.)。

このように、Crooker 判決及び Cicenia 判決は、Brown 判決以来の事情の総合説という枠組みの下で、弁護人の助力を得る機会が欠如していたことについては、自白の許容性を判断する際の諸事情の一つとする立場を採用している。したがって、この場合、自白の許容性を否定する際に直接の根拠となる合衆国憲法上の規定は、第 14 修正のデュー・プロセスということになる。

これに対し、Escobedo 判決の法廷意見は、反対意見とは異なり、第 6 修正違反を直接の根拠として自白の許容性を否定しており、また、Crooker 判決及び Cicenia 判決を引用するなどして、事情の総合説の枠組みで自白の許容性を判断する姿勢を一切見せていない。この直接の根拠規定の違いを踏まえれば、Escobedo 判決は、自白の許容性の判断において、Crooker 判決及び Cicenia 判決とは異なる新たな判断枠組みを提示したということになる。

合衆国憲法には被疑者に弁護権を保障する明文の規定はなく¹⁸、また、Crooker 判決や Cicenia 判決が下された当時、合衆国憲法は被疑者に弁護権を保障しているとも解されていなかった。そのため、Crooker 判決は、侵害される憲法上の権利がそもそもない以上、Crooker が主張する絶対的なルールは採用できないということを判示したまでのことであると思われる。しかし、Escobedo 判決は、本件の事実関係の下において、第 6 修正の弁護権を前倒しする形で被疑者に弁護権を保障することを認めるに至った。そのため、Escobedo 判決自身が判示するように、「Crooker 判決や Cicenia 判決は、本日宣言した諸原理に一致しない限度で、その支配力を失った。」¹⁹ということになるのである。

(5) 次に、検討しなければならないのは、合衆国最高裁が、本件の事実関係の下において Escobedo の自白の許容性を否定するに当たり、第 6

18 我が国の場合は、日本国憲法 34 条前段が身柄拘束された被疑者及び被告人に、刑事訴訟法 30 条 1 項が全ての被疑者・被告人に、それぞれ弁護権を保障している。

19 Id., at 492.

修正の弁護権に依拠したことの意味である。

第6修正の弁護権²⁰は、当事者論争主義に基づく公判において、被告人に必須の権利であるとされている²¹。すなわち、当事者論争主義に基づく公判では、被告人は、自己の犯罪事実に関する検察官の主張・立証活動に対して十分な反論・反証活動を行なうことのできる立場に置かれなければならない。もともと、被告人は、通常、法律などに不慣れであり、また、公判は専門性・技術性が高度に求められるものであることなどから、弁護人の効果的な助力が必要不可欠であり、その助力が欠ける場合には、公判の基本的公正さも失われるものと解されている²²。

本来、第6修正の弁護権は公判で保障されるものであるが、合衆国最高裁は、今日に至るまで、刑事手続の全ての「重大な段階(critical stage)」で保障されるとして、その保障を前倒しする形で拡張してきている²³。現在のところ、合衆国最高裁の判例上、「重大な段階」には、アレインメント²⁴、大陪審起訴後の取調べ²⁵、大陪審起訴後のラインナップ²⁶、有罪答

20 アメリカ合衆国における第6修正の弁護権の展開については、渥美東洋「国選弁護権の告知と請求と放棄」比較法雑誌6巻1・2号73頁(1968)、山本正樹「捜査と弁護人の機能—合衆国最高裁判例における『決定的な段階』概念の発展を中心に—」法学論叢101巻4号30頁(1977年)、渥美東洋『レッスン刑事訴訟法(中)』73頁(中央大学出版部、1986年)、柳川重規「被告人取調べについての一考察：取調べでの弁護権を巡る合衆国最高裁判所の判断を手掛かりにして」松山大学論集13巻5号371頁(2001年)、岡田悦典『被疑者弁護権の研究』(日本評論社、2001年)、清水真「合衆国憲法の二種類の弁護権と反復自白」獨協法学69号302頁(2006年)などを参照。

21 See, e.g., *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932); *Johnson v. Zerbst*, 304 U.S. 458 (1938); *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963); *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984); *United States v. Cronin*, 466 U.S. 648 (1984).

四七 22 このような被告人の弁護権保障は、我が国の日本国憲法37条3項についてもあてはまるものである(渥美・前掲注20『レッスン刑事訴訟法(中)』89頁、椎橋隆幸『刑事弁護・捜査の理論』46頁(信山社、1993年)。また、最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁も参照)。

23 柳川・前掲注20を参照。

24 *Hamilton v. Alabama*, 368 U.S. 52 (1961).

25 *Massiah v. United States*, 377 U.S. 201 (1964).

弁の提出²⁷、有罪答弁の協議²⁸を含むとされている。そして、Escobedo 判決は、「本件の取調べは、Escobedo が正式に起訴される前に行なわれている。しかし、本件の事実関係において、この事実は、Massiah 判決との違いを生じさせるものではない。」²⁹とした上で、「本件のような細心の注意を要する状況においては、Escobedo に諸権利を告知するためには、弁護人の助力が不可欠であった。この状況は、弁護人の助力と助言が Escobedo にとって極めて『重大な段階』であった。」³⁰と判示し、第 6 修正の弁護権の保障を認めた。

この点について、Stewart 裁判官の反対意見は、「Massiah 判決は、本件に適切なケースではない。…本件は、裁判官の関与する手続が開始した後に、被告人に対する入念な取調べが行なわれたケースではないという極めて重要な事実がある。法廷意見は、本件と Massiah 判決とのこの基本的な違いを無視して、『この事実は、Massiah 判決との違いを生じさせるものではない。』と平然と述べている。」³¹と批判した上で、『この事実』こそが全ての違いを生じさせるものである。我が国の刑事法運用制度の下では、大陪審起訴 (indictment) や検察官起訴 (information)、アレイメントといった正式かつ重要な裁判官の関与する手続が開始した時点で、捜査手続が終了し、当事者論争主義手続 (adversary proceedings) が開始する。公判に伴う憲法上の保障が付与されるのは、この時点なのである。そして、この保障の中には、迅速な裁判を受ける権利や対決権、陪審審理を受ける権利に加えて、弁護権が含まれる。」³²として、「法廷意見は、歴史的に見て、正式な訴追手続が開始した後にのみ適用されてきた憲法上のコンセプトを、

26 United States v. Wade, 388 U.S. 218 (1967).

27 Argersinger v. Hamlin, 407 U.S. 25 (1972).

28 Hill v. Lockhart, 474 U.S. 52 (1985).

29 378 U.S., at 485.

30 Id., at 486.

31 Id., at 493.

32 Id., at 493-494.

本件のような捜査に持ちこんでいる。」³³と批判している。

また、White 裁判官の反対意見³⁴は、法廷意見の帰結として、「弁護権は、今や、被告人が公判の準備をする際に弁護人の助言と助力を受けるものだけでなく、被疑者になった時点で、あらゆる取調べに対する障壁として立ちふさがるものとなっている。まさにその瞬間から弁護権の保障が始まることになるので、警察車両は公設弁護人を同乗させ、身元秘匿捜査官と警察への情報提供者は弁護人を同伴しない限り、全く機能しない実行不可能なルールである。…法廷意見の新たなアプローチによれば、被告人となりうる者は、犯罪を行なった後ではなく、犯罪を行なう前に、憲法上、弁護権が付与されていると主張することになると思われる。なぜなら、被告人となりうる者によって政府側に重大な負罪証拠がもたらされるのは、その時点だからである。」³⁵となることを指摘し、法廷意見を批判している。

Stewart 裁判官及び White 裁判官の各反対意見がそれぞれ指摘するように、法廷意見が本件の事実関係の下で保障を認めた弁護権は、第6修正に依拠している以上、公判における弁護権と同等のものということになる。アメリカ合衆国の公判は、前述したように、当事者論争主義(adversary system / adversary proceedings)に基づいて運営されている。これは、「検察官側の主張・立証活動と、弁護人の効果的な助力を得ながらの被告人側の反論・反証という、対抗関係に立つ両当事者による論争という形(adversary)」で公判が展開される仕組みである。つまり、この仕組みの下では、検察官側の活動に被告人が応じる場合(その中心が公判ということになる)には、常に、弁護人の助力が必要不可欠なものとなる。別の言い方をすれば、弁護人の助力が得られない状態で、検察官側の活動に被告人を応じさせることは一切許されないということである。それゆえ、被告人は、自分で弁護人を選任する(私選弁護)のが原則であるところ、経済的

33 Id., at 494.

34 Clark 裁判官及び Stewart 裁判官参加。

35 378 U.S., at 496-497.

理由などにより自分で弁護人を選任することができない場合には、国が弁護人を提供しなければならない(国選弁護)ということになる。

それでは、法廷意見のように、このような内容を有する第6修正の弁護権を捜査手続、特に取調べ手続に持ち込んだ場合、いかなる事態が生じ得るのであろうか。法廷意見はこの点について言明していないが、次のような事態が生じる可能性がある。すなわち、法廷意見が示した“the focus test”に基づいて被告発者(the accused)となった者が、捜査手続で捜査機関の取調べに応じる場合、公判で検察官側の活動に応じる被告人と同様の立場に置かれることとなり、第6修正の弁護権である以上、常に弁護人の助力が得られる状態が確保されなければならない、弁護人の助力が得られない限り、被告発者は捜査機関の取調べに応じる必要は一切なく、また、捜査機関は被疑者に対する取調べを行なうことができないということになる。また、弁護人の助力を得ながら捜査機関の取調べに応じるとした場合、弁護人は、公判における弁護活動と同様に、取調べ官の質問に異議を申し立てたり、被疑者の求めの有無に関わらず、法律専門家の立場から被疑者の利益を考慮して、取調べ官の質問に対する被疑者の回答を遮ったり、被疑者に適宜助言をしたりするなどして、取調べ官と被疑者のやり取りに積極的に介入していくことが当然に許されなければならないということになる。とすると、極論すれば、捜査手続において、捜査機関が被疑者を取り調べるのが事実上不可能な状態に陥ってしまうことも考えられうるのである。まさにこのような事態が懸念されることから、Stewart 裁判官及び White 裁判官の各反対意見は、法廷意見を批判しているのである。

なお、弁護権であるとはいえ、権利である以上、放棄することはできる。しかし、アメリカ合衆国では、我が国とは異なり³⁶、連邦及び州双方の弁護権保障において、「有効放棄法理」(被疑者・被告人が、当該権利の存在とその内容を認識し(knowingly)、権利を放棄した場合の結果を理解した上で(intelligently)、任意に(voluntarily)に当該権利を放棄した場合でなければ、当該権利放棄の有効性が認められないとする法理)という厳格な

権利放棄の基準が採用されているため³⁷、捜査機関側が被疑者から有効な権利放棄を得るのは容易でない。

(6) 以上の検討を踏まえ、Escobedo 判決で示された“the focus test”の理論構成を整理すると、次の通りとなる。

Escobedo 判決の法廷意見は、本件の事実関係の下において、逮捕後、警察署に連行された Escobedo が警察の取調べを受けるに当たって、権利告知などのため弁護人の助言と助力が必要不可欠な状況に置かれていたと認定した。しかし、合衆国憲法上、被疑者の弁護権は保障されておらず、また、Escobedo 判決当時、合衆国憲法の解釈によっても被疑者の弁護権は保障されていなかった。そこで、法廷意見は、Escobedo の自白の許容性を判断するに当たって、先例である Crooker 判決及び Cicenia 判決の判断枠組みには依拠せずに、既に先例で行なっていた第 6 修正の弁護権を前倒し適用する形で、本件のような被疑者には弁護権が保障されなければならないとする合衆国憲法の解釈を示した。つまり、法廷意見は、第 6 修正の弁護権に依拠しているのが、公判と同様、本件のような状況が「重要な段階」に当たると判断したということになる。

ところで、Escobedo 判決で示された基準が“the focus test”と呼称される理由は、法廷意見の「捜査が、もはや未解決の犯罪に対する一般的な捜査ではなく、ある特定の被疑者に焦点を合わせ始め…(傍点筆者)」³⁸ という判示部分にある。そのため、ややもすれば、これ以外の諸事情はどうであれ、捜査の焦点がある特定の被疑者に合わせ始められさえすれば、第

36 我が国では「請求法理」(権利の行使による保護を受けたいのであれば、自ら積極的に権利を行使すべきであって、積極的に権利を行使しないのであれば、それは権利を放棄したことを意味するという法理)が採用されている。なお、この点についての我が国の最高裁判例の状況については、清水真「国選弁護人の辞任と弁護権濫用」・清水真「請求・告知と憲法 37 条」・清水真「私選不要と国選の意思」・田中優企「規則 178 条と国選弁護人」渥美東洋・椎橋隆幸編『刑事訴訟法基本判例解説』184-191 頁(信山社、2012 年)を参照。

37 渥美・前掲注 20「国選弁護権の告知と請求と放棄」73 頁を参照。

38 378 U.S., 490.

6 修正の弁護権の保障が開始するものと捉えられてきたきらいがある。

しかし、当該判示部分を正確に示せば、Escobedo 判決の事実関係におけるように、捜査が、①「もはや未解決の犯罪に対する一般的な捜査ではなく、ある特定の被疑者に焦点を合わせ始め」、②「その被疑者が警察に身柄拘束され」、③「警察が負罪供述を入手するために取調べを行ない」、④「被疑者が弁護人との接見を求めたが拒否され」、⑤「警察が被疑者に絶対的な憲法上の黙秘権を有効に告知しなかった」場合に、「被疑者は、第6修正に違反して、弁護人の助力を否定されることになり」、また、「警察が当該取調べで入手した全ての供述は、公判で被告人に不利益な証拠として用いることは許されない」ことになるのである³⁹。この内、④と⑤の事情は、Escobedo が自己の諸権利を否定された状況とその結果を指しているものなので、①ないし③の事情を充足した場合に第6修正の弁護権の保障を及ぼすべきとしたものと解すべきである。

(7) 以上検討したように、Escobedo 判決は、“the focus test”に基づき被告発者に該当する者に対して、第6修正の弁護権を保障することを判示したものである。これに対して、Miranda 判決は、“custodial interrogation” (“custody” と “interrogation” の双方) に該当する状況に置かれた被疑者に対して、第5修正の自己負罪拒否特権⁴⁰に基づく弁護権を保障することを判示したものである。弁護人の助力と助言を受ける権利であるという点では両者は同じであるが、その目的が異なるので、両者を峻別して理解しなければならない。それゆえ、一見すると、両判決の間には違いがあるように思われるが、前述したように、Miranda 判決は、“custodial interrogation” の定義に関する判示部分において、「当裁判所が、Escobedo v. Illinois において、被疑者に焦点が当てられていたことに言及したのは、

39 Id., at 490-491.

40 合衆国憲法第5修正「何人も、…いかなる犯罪事実の主張・立証の過程において (in all criminal case)、自己に不利益な証人になることを強要されない(法律上義務付けられない)。」

この意味である。」という注を付している⁴¹。この点については、先例である Escobedo 判決との継続性を維持しようとしたものであるとの指摘がある⁴²。また、実務上も、Miranda 判決当時、裁判所は“the focus test”を使い慣れていたため、Miranda 判決後においても“the focus test”を適用していたとされる⁴³。

前述したように、“custodial interrogation”の判断基準を明らかにする上では、“the focus test”と“the custody test”とのかかわりを明らかにしておくなければならない。そこで、この争点に関する見解を最初に提示した論者である Kenneth W. Graham による分析⁴⁴を検討することとする。

2. “the focus test”と“the custody test”のかかわり

(1) Kenneth W. Graham による分析

① Graham は、Miranda 判決で解決されずに重要な問いのままとなっている“custodial interrogation”の判断基準を明らかにするため、Miranda 判決以前の段階で、すでに Escobedo 判決に内在する諸原理を具体化しようとしていたカリフォルニア州最高裁の諸判例を基にした分析を展開している。そして、まず初めに、諸判例の内の People v. Dorado⁴⁵と People v. Stewart⁴⁶について、大要、次のような検討を加えている⁴⁷。

Dorado 判決は、受刑者である Dorado が、刑務所内で他の受刑者を殺害した事件について刑務所当局による2時間の取調べを受けた後に自白した

41 384 U.S., at 444, note 4.

42 Yale Kamisar et al, supra note 6, at 601.

43 Jefferson V. Smith, “The Threshold Question in Applying Miranda : What Constitutes Custodial Interrogation ?”, 25 S.C.L.Rev. 699, at 707 (1974).

四一 44 Kenneth W. Graham, What is “Custodial Interrogation?” : California’s Anticipatory Application of Miranda v. Arizona, 14 U.C.L.A.L.Rev. 59 (1966).

45 62 Cal. 2d 338, cert. denied, 381 U.S. 937 (1965). (以下、Dorado 判決とする)

46 62 Cal. 2d 571 (1965). (以下、Stewart 判決とする) なお、この Stewart 判決は、Miranda 判決の companion case の1つの California v. Stewart である。

47 Graham, supra note 44, at 63-68.

が、取調べの際に、Escobedoとは異なり、Doradoは、私選弁護人を選任しておらず、また、弁護人の助力を求めてもいなかったという事実関係において、Escobedo判決を適用してDoradoの当該自白を排除した事案である。判決の中で、Tobriner裁判官執筆の法廷意見は、Escobedo判決について、①弁護権の保障が開始する「重大な段階」について、裁判官が関与する手続すなわち「告発段階（accusatory stage）」が開始する前の一定の時点にまで拡張したこと、②「絶対的な黙秘権」を打ち立てたことの2点において革新的であったとしている⁴⁸。そして、Dorado判決は、Escobedo判決の“the focus test”が示された判示部分について、次のように言い換える形で判示した。すなわち、「当裁判所は、Doradoの自白は適法な証拠として提出されたものとすることはできない、と結論付ける。なぜなら、(1)本件捜査は、もはや未解決の犯罪に対する一般的な捜査ではなく、ある特定の被疑者に焦点を合わせ始められていた、(2)Doradoは身柄拘束されていた、(3)刑務所当局は、自己負罪供述を入手するために取調べを行っていた、(4)刑務所当局は、Doradoに対して、弁護権や絶対的な黙秘権を効果的に告知しておらず、また、Doradoがこれらの権利を放棄したことを示す証拠が一切ないからである」⁴⁹。

Grahamは、Dorado判決について、①Escobedo判決が弁護権と自己負罪拒否特権の双方に基づいた判断であることを示唆した点で、Miranda判決を予期させるものである、②Dorado判決自身は回答を示していないが、弁護権と自己負罪拒否特権の相関関係に関する問いを提起したものである、③絶対的な黙秘権と弁護権は、共に、告発段階が開始する時点でその保障が開始することを示唆しているが、第5修正の“criminal case”と第6修正の“criminal prosecution”を同等に扱う政策的理由について一切示唆していないように思われる、と指摘している⁵⁰。

48 62 Cal. 2d at 348-352.

49 62 Cal. 2d at 353-354.

50 Graham, supra note 44, at 66.

また、Stewart 判決では、カリフォルニア州最高裁が、「告発段階」は Dorado 判決で示された(1)ないし(3)の全ての要件を充足した時点で開始すると判示したが⁵¹、Graham は、この判示が、その後のカリフォルニア州の判例では、一貫して、「告発段階」＝“focus”＋“custody”＋“interrogation”という公式として用いられるようになったとしている⁵²。もともと、この公式について、Graham は、Escobedo 判決で言及された要素をただ単に組み合わせただけのものではなく、

A: “focus”と“custody”は、「告発段階」が開始する時期を示す二者択一的なものであり、“interrogation”は、その段階で警察が行なうことが禁止される活動を示したものである

B: “focus”と“custody”は、弁護権が開始する時期を示すものであり、弁護権の剥奪には、“interrogation”によって得られた成果の排除に加えて、多くの制裁が伴うことを示したものである

C: そもそも、“focus”、“custody”及び“process of interrogation”は適切な要素ではなく、Escobedo 判決の他の判示部分⁵³で言及されている“focus”及び“purpose”こそが「告発段階」が開始する時期を画定するものである

D: 捜査の“focus”が被疑者に当てられている場合には、いつでも、弁護権が保障されるということである

という4つの解釈の可能性があることも指摘する⁵⁴。

以上のGrahamによる検討を踏まえて、Dorado判決及びStewart判決の意義を整理すると、次の通りとなる。第一に、Miranda判決が下される前

51 62 Cal. 2d at 577-580.

52 Graham, supra note 44, at 67.

三
九 53 378 U.S., at 492. 「手続が捜査から告発段階に移行した場合、すなわち、手続の焦点が被告発者 (the accused) に当てられ、手続の目的が自白を入手することになった場合に、我が国の当事者論争主義制度は動き始める」

54 Graham, supra note 44, at 67-68. ただし、Cの解釈はカリフォルニア州の一部のケースで見られるが、カリフォルニア州最高裁がこの解釈を採用したことは一度もないとする (Id., at 68.)。

の段階で、Escobedo 判決が第 6 修正の弁護権だけでなく第 5 修正の自己負罪拒否特権で構成されているものであるということを指摘した点である。後述するように、Miranda 判決も、その判示の中で、Escobedo 判決が第 6 修正の弁護権と第 5 修正の自己負罪拒否特権の双方の基づくものであることを述べているが⁵⁵、すでに、第 6 修正の弁護権のみに依拠しているように見える Escobedo 判決の問題点が州レベルで認識されていたということになる。

第二に、弁護権の保障が開始する時期は、“focus”の有無のみで判断されるものではないことを明らかにした点である。前述したように、Escobedo 判決は、当該事案の事実関係を下にして、“focus”だけでなく“custody”及び“interrogation”を挙げていたのであるから、弁護権保障の開始時期の判断に際しては、これら全ての要素が考慮されなければならないということになる。もっとも、これらの要素の関係性については、Graham が指摘したように、いくつかの解釈が示されている。

② 次に、Graham は、Miranda 判決の分析を行なっている。まず、Warren 首席裁判官執筆の法廷意見は、Miranda 判決が“custodial interrogation”のみを対象にしていることを言明し、Escobedo 判決で用いられた用語の使用を意図的に避けていることを指摘する⁵⁶。その理由として、Graham は、

A：法廷意見は、Miranda 判決について、“custodial interrogation”は「告発段階」に相当するという Escobedo 判決で Goldberg 裁判官が新たに作り出した憲法原則に取って代わるものとすることを望んでいた。

B：Escobedo 判決は、Miranda 判決よりも広い射程を持つものであり、「告発段階」は、“custodial interrogation”だけでなく、合衆国最高裁が裁定を下す準備をまだしていない他の警察活動も含む概念である。

55 378 U.S., at 442.

56 Graham, supra note 44, at 69.

C: Miranda 判決は、Escobedo 判決で提起された諸問題の若干の部分
を説明しているものにすぎない。

という説明が考えられるとする⁵⁷。そして、Miranda 判決が、Escobedo 判決について、弁護権と自己負罪拒否特権の双方に基づくものであるということに加え、Escobedo 判決は、革新をもたらしたのではなく、長きに渡り承認・適用されてきた諸原理を適用したものであると位置付けているということも指摘する⁵⁸。また、Miranda 判決が示した“custodial interrogation”の定義は、Escobedo 判決の事案と Miranda 判決の4事案の全てを含むものであることが明らかであるとしている⁵⁹。さらに、Miranda 判決が、取調べで用いられる手法について、third degree（警察による拷問などの過酷な取調べの総称）だけでなく心理的な手法も問題視して、そのような手法は自己負罪拒否特権の保障に反するものであると位置付けていることを指摘する⁶⁰。

このように、Graham の分析によれば、Miranda 判決は Escobedo 判決との整合性を取ろうとしているのは明らかである。しかし、ここで克服しなければならない点は、両判決のそれぞれのねらいである。Miranda 判決のねらいは、被疑者取調べの適正化すなわち供述の自由（黙秘権）の保障及び可視性の向上を図るため、ミランダ警告の告知という取調べ条件などのミランダ法理に基づいて、任意性及び信用性のある自白を確保することにあるのは明らかである。これに対して、Escobedo 判決のねらいは、前述したように、当該状況が「重大な段階」すなわち「告発段階」に当たるので、弁護人の助力を確保することにある⁶¹。

それゆえ、一見すると齟齬があると思われるこの点を解決することが必要となるのであるが、Graham は、Dorado 判決や Stewart 判決などのカ

57 Id., at 69.

58 Id., at 69-70.

59 Id., at 70.

60 Id., at 69-70.

リフォルニア州裁判所の判例が、Escobedo 判決について、強制自白を排除することにねらいがあったと指摘している点を挙げている⁶²。つまり、Graham の分析によれば、Escobedo 判決の本来のねらいは、当該状況での弁護人の助力を確保することそれ自体にあったのであるが、カリフォルニア州最高裁の判例が、Escobedo 判決について、供述の自由（黙秘権）の保障及び可視性の向上を図って任意性及び信用性のある自白を確保する方を重視する姿勢へとシフトさせたことを Miranda 判決が認めたということになる。

そこで、次に問われるのは、第5修正における自己負罪拒否特権と供述の自由（黙秘権）の関係性である。というのも、第5修正が文言上保障しているのは、自己に不利益な供述を強要されない（法律上義務付けられない）権利であるところ、供述の自由（黙秘権）は、供述を強制（無理強い）されずに、供述・否認・沈黙のいずれかを自由に選択できる権利であり、両者は別個の権利である。この点について、Miranda 判決は、「強要」の中身を拡張して「強制」も含むものとして、供述の自由（黙秘権）の保障を認める判示をしている⁶³。

それでは、なぜ、このような第5修正の解釈が Miranda 判決に至るまで認識されて来なかったのか。Graham によれば、Warren 首席裁判官が、これまでの第5修正の発展を再解釈したことによって、Miranda 判決に至ったものであるからだと捉えている。その再解釈とは、①自己負罪拒

61 この Escobedo 判決のねらいは、Escobedo 判決における次の判示部分にもよく現れている。「我々が歴史の教訓から学んだことは、国民が自己の憲法上の権利を知らずに行った権利放棄の持続的な効果に頼るような刑事法運用制度は、一切存続することができず、また一切存続するべきではないということである。被告発者に弁護人との接見を許せば、被告発者は自己の権利を知り、その権利を行使してしまうとして、これを恐れなければならないような制度に存続する価値など一切ない。憲法上の権利を行使することで法執行制度の効果が妨げられるとすれば、その制度には何らかの重大な誤りが存在するのである。」378 U.S., at 490.

62 Graham, supra note 44, at 70.

63 378 U.S., at 461.

否特権の文脈で自白に関する法理を説明していた過去の先例である *Bram v. United States*⁶⁴ 及び *Zing Sung Wan v. United States*⁶⁵ を復活させた⁶⁶、② *Malloy v. Hogan*⁶⁷ が、*Twining* 法理を破棄し、第5修正の適用を各州に及ぼした、というものである⁶⁸。

また、*Graham* は、*Miranda* 判決の判断の基礎にあるものとして *Miranda* 判決による *Escobedo* 判決の捉え直しがあり、具体的には、③自白の任意性に関する法理は、被疑者が自由かつ合理的な選択をできなくするような圧力を及ぼしうる全ての取調べ実務を対象とするものであり、*Escobedo* 判決はこの命題を詳述したものにすぎない、④ *Miranda* 判決は、その注の中で⁶⁹、*Escobedo* 判決では、警察は、*Escobedo* について弁護人との接見交通権の行使を妨げただけでなく、弁護人について *Escobedo* との接見交通権の行使も妨げたものであるところ、後者の妨害は第6修正の弁護権の侵害に当たり、他の憲法上の禁止とは独立した形で自白の排除を求めることになるのであるから、ミランダ法理とは別に、第6修正によって自白の許容性が否定される場合があるという解釈を示している、ということを挙げている⁷⁰。

64 168 U.S. 532 (1897).

65 266 U.S. 1 (1924).

66 *Graham* は、この2つの先例は、忘れ去られていた訳ではなく、連邦では、*MaNabb-Mallory* 法理（被疑者を逮捕した場合には、不必要な遅滞なく被疑者を裁判官の下に引致しなければならず、これに違反して自白を入手した場合にはその許容性を否定する法理。See, *McNabb v. United States*, 318 U.S. 332 (1943) ; *Mallory v. United States*, 354 U.S. 449 (1957).) により、自白に関するケースについて憲法を基礎にして扱う必要がなくなり、監督権や規則制定権による対処で足りていたのであり、また、州では、*Twining* 法理（第5修正は州の刑事手続には適用されないとする法理。See, *Twining v. New Jersey*, 211 U.S. 78 (1908).) により、第5修正は州の刑事手続で適用されないものとされていたにすぎないとする（*Graham*, *supra* note 44, at 71.）。

67 378 U.S. 1 (1964).

68 *Graham*, *supra* note 44, at 71-72.

69 384 U.S., at 465 n.35.

70 *Graham*, *supra* note 44, at 72.

さらに、Graham は、Miranda 判決が公判における諸権利の保護に言及していることについて、⑤州の法執行機関が公判での保護策を侵害することのないようにするためには証拠排除原則が必要であり、公判と同様の形で自白が入手されるよう確保することが求められるということも、Miranda 判決の判断の基礎にあるものとして指摘している⁷¹。

以上の Graham の検討によれば、すでにカリフォルニア州の判例によって Escobedo 判決の捉え直しが行なわれていたところ、合衆国最高裁も、Miranda 判決において、この流れに沿う形で Escobedo 判決を捉え直し、さらにこれを推し進めたということになる。ここで捉え直す際の視点は、Escobedo 判決について、第 6 修正の弁護権だけに基づく理論構成から、第 5 修正の自己負罪拒否特権の発展にも基づく理論構成へとシフトさせることによって、Escobedo 判決を自己負罪拒否特権ひいては供述の自由(黙秘権)の文脈に乗せることにあつたと思われる。別の言い方をすれば、Miranda 判決は、被疑者が置かれたその状況によっては弁護人の助力を必要とするので弁護権を保障すべきであるというところまでの Escobedo 判決の論証は引き継ぐものの、その理論構成である第 6 修正の弁護権の影響力を弱めようとしたということである。

③ 以上の分析を踏まえ、Graham は、“the focus test”と“the custody test”とのかかわりについて、次のような整理を行なっている。

まず、Graham は、この問題に対する Miranda 判決自身の解答として、次の判示部分を指摘する。すなわち、「本日当裁判所が宣言した諸原理は、人が、警察署で身柄を拘束されている場合もしくは何らかの方法で行動の自由が奪われている場合に、自己負罪拒否特権による保護が与えられなければならない状況を取り扱うものである。この時点で、我が国の当事者論証主義に基づく刑事手続が開始すると共に、諸外国で承認されている糾問主義に基づく制度と区別されることになる。当裁判所が本日画定した権利

71 Graham, supra note 44, at 72-73.

告知の制度や効果的なものとして考案され承認された他の制度の下では、自己負罪拒否特権の保障を確立するための保護は、この時点から開始しなければならない。」⁷²。

この解答の解釈として、Graham は、次の5つの解釈の可能性を提示している(以下の傍点は筆者による)⁷³。

- A : “custodial interrogation” は、第5修正が適用される“criminal case”が開始する時点であり、かつ、第6修正が適用される“criminal prosecution”が開始する時点であることを示すものである。
- B : “custodial interrogation” は、第5修正が適用される“criminal case”が開始する時点のみを示すものである。
- C : 証人の自己負罪拒否特権と被告人の絶対的な黙秘権(自己負罪拒否特権)は区別されており、“custodial interrogation”は、被告人のみについて、自己負罪拒否特権の保障が開始する時点を示すものである。
- D : 証人について、裁判所などは裁判所侮辱罪(contempt)で収監刑を科す権限を有しているが、警察はそのような権限を有していない。しかし、Miranda 判決は、逮捕権限について、裁判所侮辱罪による収監よりも強力に作用する事実上の強要に当たるものと捉えて、回答を強要する警察の権限と同程度に広範な自己負罪拒否特権を生み出した。
- E : ミランダ法理の適用は、Miranda 判決の Escobedo 判決の5つの事案のような警察署における取調べに限定される。

以上の5つの解釈について、Graham は、それぞれ次のような問題点を指摘している(上記のAないしEと下記のAないしEは、それぞれ対応する)⁷⁴。

72 384 U.S., at 477.

73 Graham, supra note 44, at 75-78.

74 Id.

- A : Miranda 判決は、弁護士およびその助力について、自己負罪拒否特権の付属品としてではなく、一つの保護手段としてのみ考えており、また、取調べを規律する手段として第6修正の弁護権を捉えている Escobedo 判決と一線を画そうとしている。
- B : “criminal case” がこのような形で解釈されたことはこれまでのところ一度もない。例えば、非刑事事件 (civil case) で証言を求められた者は、検察当局が認知する前の犯罪に関する場合であっても、自己負罪拒否特権を行使することが許されている。また、議会や行政による召喚状により召喚された証人は、ミランダ法理によれば行動の自由を剥奪されることになるどころ、このような証人に対して自己負罪拒否特権を告知したり弁護人を提供したりする必要はないと考えられており、Miranda 判決もこの伝統的な見方を修正していない。
- C : この解釈は、被告人の自己負罪拒否特権が大陪審手続と他の公判前の刑事手続でのみ保障されるという一部の州の見方に反するものである。また、大陪審手続は正式な訴追手続が開始する時点を示すものであるため、Massiah v. United States⁷⁵ ではこのような解釈は採用されていない。
- D : この解釈の下では、「強要 (compulsion)」を「強制による強要 (coercion-compulsion)」と「無知による強要 (ignorance-compulsion)」に分ける必要がある。「強制による強要」は、自白の任意性に関する法理と自己負罪拒否特権の併合に基づくもので、対象者は供述しない権利があることを認識しているが、警察による強制的な圧力により自由な選択ができない状態を意味するものである。これに対し、「無知による強要」は、対象者は、供述するか否かを選択する権利があることを全く認識しておらず、それどころか、質問に対し

75 377 U.S. 201 (1964).

ては回答しなければならないと考えてしまっており、時には、回答を拒否した場合には制裁を科されると考えている状態を意味するものである。「無知による強要」は、Miranda 判決が「強制による強要」と共に関心を寄せていたものであるが、Escobedo 判決がそうであったように、自己負罪拒否特権の存在は認識しているが、自らの回答が自己負罪供述になることを認識していない者を含む形で拡張できる概念である。それゆえ、第5修正の適用範囲を警察による強制的な戦術に限定することは難しい。

E: ミランダ法理は、他の事案にも自動的に適用されるものと考えることができない。

以上のように、Graham は、ミランダ法理の適用が開始する時期について、Mirada 判決自身が示した“custodial interrogation”すなわち、“custody”と“interrogation”だけで判断するのは妥当ではないと考えており、前出の Stewart 判決で示された「告発段階」=“focus”+“custody”+“interrogation”という公式に基づいてそれぞれの要素について分析を行なっている。この内、“focus”については、大要、次のように分析している⁷⁶。

この要件は、捜査段階と告発段階を線引きしようとするものであるが、この線引きを法執行機関にさせることは、非現実的であり、また、混乱を招くだけである。また、Goldberg 裁判官がこの要件を設定したことには2つの重要な問題がある。一つ目は、全く無意味な隠喩を選択したことである。すなわち、“focus”という用語は、“custody”や“interrogation”とは異なり、その意味内容がはっきりしていないということである。二つ目は、Escobedo 判決が、この要件の適用方法について、異なる解釈を許す余地を残していることである。事実、“focus”と“purpose”が要件であるという主張や“focus”のみが要件であるという主張もなされている。また、カリフォルニア州最高裁が採用したように“focus”が“custody”や

76 Graham, supra note 44, at 112-114.

“interrogation”と共に3要件になるとしても、この3要件が、重疊的に求められる要件なのか、それとも択一的に求められる要件なのかということも検討しなければならない。もし択一的に求められる要件である場合、“custody”の状態になくても禁止される“interrogation”があるということになる。

そして、Grahamは、大要、次のような分析を続ける⁷⁷。

以上を踏まえると、Miranda判決の“custodial interrogation”の定義付けは、これらの諸問題に対処するためのものであったということになる。そして、Miranda判決が採った解決策は、Escobedo判決を再確認し、そして無視するというものであった。事実、Miranda判決には、Escobedo判決のような「捜査一告発」二分法を示すような言及は一切ない。つまり、Miranda判決が“custodial interrogation”という用語を用いたのは、合衆国憲法の保障が始める時点を改めて説明しようとすることにあった⁷⁸。それゆえ、“custodial interrogation”の定義付けに付された注⁷⁹は、Escobedo判決の当該部分に新たな用語を結び付けて、Escobedo判決を遡及的に定義づけようとするものであったのは明らかである。Miranda判決が、ミランダ法理は被疑者が逮捕された場合のみ適用される、つまり、“custody”は逮捕された場合に限定されると想定していたとすると、警察は、ミランダ法理の適用を免れるために、逮捕を意図的に遅らせてミランダ警告を告知せずに取調べを行なうという運用が行なわれる危険がある。それゆえ、このような運用を防止するためには、“custody”を逮捕された場合に限定せずに広く捉えるべきであるということになる。しかし、合衆国最高裁は、例えば、前出のDorado判決の事案において、事件の目撃者である他の受刑者に対する取調べのように、“custody”の状態にある人に対する“interrogation”であつ

77 *Id.*, at 114-117.

78 この点については、後に検討するYale Kamisarも同様の指摘をしている。Kamisar, *supra* note 3, at 339.

79 384 U.S., at 444, note 4.

でも許される場合があると考えている可能性もある。この場合、“custody”を広く捉えてしまうと、受刑者も“custody”の状態にあるとされ、このような取調べは禁止されることになる。他方で、Massiah判決の事案のように、“custody”の状態にないのが明らかな場合についても、ミランダ法理の適用を及ぼしたいと考えている可能性もある。

このように、この問題を分析する際のGrahamの視点は、先例であるMassiah判決やEscobedo判決との整合性も踏まえながら、ミランダ法理は、“custodial interrogation”だけでなく“non-custodial interrogation”も含む“interrogation”全体を規律しようとするものという点にある。このような視点から、Grahamは、先の3要件の内、“focus”⁸⁰と“custody”の関係性、すなわち、“the focus test”と“the custody test”のかかわりについて、重疊的に求められる要件とした場合(重疊説)と択一的に求められる要件とした場合(択一説)のそれぞれについて、大要、次のような分析を行なっている⁸¹。

A 重疊説

重疊説の場合、「“custody”は充足するが、“focus”は充足しない」というケースで不都合が生じる。“custody”が、逮捕に相当する程度に行動の自由を制約した状況を意味するものであるとすると、その状況というのは、単に、相当理由を欠く逮捕であるというにすぎない。しかし、相当理由を欠く違法な逮捕であるとするれば、その逮捕下で得られた自白については、Wong Sun v. United States⁸²によって、その許容性が否定される。この場合、許容性を否定すべき自白であるはずなのに、“focus”を満たさないがゆえに、ミランダ法理が適用されず、その結果、自白の許容性を否定できない

^{二九} 80 “focus”の意義について、Grahamは、カリフォルニア州のStewart判決の見解(逮捕するだけの相当理由があること、すなわち、被疑者を公判に付すことを求めるのに十分な証拠があること)に従って分析している(Graham, supra note 44, at 116)。

81 Id., at 116-117.

82 371 U.S. 471 (1963).

ということになる。つまり、“focus”には、実践的な意義がないのである。

また、重畳説の場合、逮捕にまで至っていない状況で行なわれる強制的な尋問を包含するために“custody”を拡張した結果、ミランダ法理の適用範囲が過度に広がることになっても、“focus”によって限定することができる。たしかに、警察が被疑者に対して相当理由を持てば持つほど、尋問の目的が自白の入手になる可能性はある。しかし、自己負罪拒否特権への危険性と相当理由の存在との関係性は、間接的なものにすぎない。

B 択一説

これに対して、択一説の場合、「focus」は充足するが、“custody”は充足しない」というケースでミランダ法理を適用することが可能となる。カリフォルニア州最高裁は、前出の Stewart 判決において、“focus”は、相当理由がある場合も充足するとしているので、被疑者が逮捕された場合はもちろん、被疑者が（逮捕されていないが）相当理由を持たれている場合にも、ミランダ法理を適用することが可能となる。とすれば、Massiah 判決のような事案においてもミランダ法理を適用しつつ、捜査機関と密かに通じた者による捜査活動の全てを違法とすることにもならない。

また、択一説には、実践的な意義もある。択一説は、警察に対して、逮捕した者もしくは逮捕可能な者に対して、（ミランダ警告の告知をしない限り）尋問は一切できないという明確な指針を示すことが可能であり、ミランダ法理の潜脱を防止することも可能である。逮捕した者もしくは逮捕可能な者は、訴追される可能性があり、また、警察は、手続の開始を遅らせることによって、当事者論争主義に基づく公判の保護を潜脱することを許されない。

④ 以上の Graham の分析によれば、“focus”及び“custody”は択一的に求められる要件であり、当該状況において、いずれかの要件を満たす場合には、捜査機関は、ミランダ警告の告知を行わない限り、“interrogation”を行なうことができないということになる。Graham の分析の基礎にあるのは、前述したように、“custodial”か“non-custodial”かに関わらず、

“interrogation”を全般的に規律することである。この点は、捜査機関に身柄を拘束された状態にはない *Massiah* 判決のような事案も併せて規律しようとしているため、*Miranda* 判決本来の視点が異なるのではないか。というのも、*Miranda* 判決は、行動の自由の制約に関わる“custody”と供述の自由の保障に関わる“interrogation”が組み合わさって生じる外界と遮断された状態における取調べの危険性に関心を寄せていると思われるからである。これに対し、*Massiah* 判決の場合、*Massiah* はすでに大陪審起訴されており、いわゆる「告発段階」にあったことに間違いはないのであるから、*Miranda* 判決が依拠した第5修正の自己負罪拒否特権ではなく、*Escobedo* 判決と同様、第6修正の弁護権によって規律しても何ら差し支えない事案であった。しかし、*Graham* は、“interrogation”という括りで分析しているので、*Massiah* 判決も含まざるを得ないことになっているのである。*Massiah* 判決の場合、*Graham* の主張するようなミランダ法理による規律は必要ないので、それを根拠とした択一説の論拠は弱いと思われる。

また、*Graham* は、択一説に立つ論拠として、政策的観点を挙げている。たしかに、これまでの事情の総合説による被疑者取調べの規律は、ケース・バイ・ケースの事後的判断に委ねられるため、捜査機関に対して明確な具体的指針を提示しにくいという難点があった。*Miranda* 判決は、そのような点を考慮していたからこそ、ミランダ警告の告知という被疑者取調べの事前かつ直接的な規律へ踏み込んだのであった。それゆえ、*Graham* が考慮する政策的観点は妥当である。しかし、それが、択一説でなければならないということに直結するののかという点については、論証が不足しているように思われる。*Graham* の主張とは異なり、“focus”は放棄し、“custody”と“interrogation”のみで規律する場合であっても、捜査機関に対する明確な具体的指針の提示という要請は満たすことができるのではあるまいか。この点についてのさらなる検討が必要となろう。